

令和5～7年度 那覇・南風原クリーンセンター昇降機保守点検業務委託 (長期継続契約) 仕様書

1 目的

本仕様書は、那覇・南風原クリーンセンター（以下「発注者」という。）に設置されている昇降機を建築基準法第12条の規定に基づき、昇降機の検査を実施し、その結果を特定行政庁に報告するとともに、昇降機の保守点検を行い、常に正常な状態に維持し良好な運転状態を保つことを目的とする。

2 業務名称

那覇・南風原クリーンセンター昇降機保守点検業務委託（長期継続契約）
(以下「業務」という。)

3 業務場所

那覇・南風原クリーンセンター 工場棟（3台） 管理棟（1台）

4 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(長期継続契約)

この入札に係る契約は那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

5 業務対象

(1) 工場棟に設置している機械室レス人荷用エレベーター

ア	No.1号機	OU-PF20-2S60	5停止	1台	(日立製)		
		積載質量	1,350kg	最大定員	20人	定格速度	60m/min
イ	No.2号機	UAP-15-C060	5停止	1台	(日立製)		
		積載質量	1,000kg	最大定員	15人	定格速度	60m/min
ウ	No.3号機	UAP-15-C060	4停止	1台	(日立製)		
		積載質量	1,000kg	最大定員	15人	定格速度	60m/min

(2) 管理棟に設置している機械室レス乗用エレベーター

ア	No.1号機	UAP-13-C060	3停止	1台	(日立製)		
		積載質量	900kg	最大定員	13人	定格速度	60m/min

6 業務内容

業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 定期保守業務（POG）

ア 遠隔点検装置による遠隔点検と昇降機検査資格者の巡回保守点検を組み合わせ、対象となるエレベーターの保守点検を行うこと。

- a 昇降機検査資格者による巡回保守点検は3ヵ月に1回（年4回）
- b 遠隔点検装置による点検は毎月1回（年12回）
 - ※但し、遠隔点検装置の設置及び撤去（使用する電話回線の設置及び撤去も含む）に係る費用は全て業務受託者（以下「受託者」という。）の負担とする。業務開始後、遠隔点検装置が設置されるまでは、その当月は昇降機検査資格者による巡回保守点検を行うものとする。また、遠隔点検装置設置後も何らかの不具合で装置が作動しない場合が生じたときも、必要に応じて昇降機検査資格者の巡回保守点検を行う。
- イ 保守点検を行う際は、事前に発注者と日程の調整を行うこと。ただし、緊急時はこの限りではない。
- ウ 保守点検の内容は、(財) 建築保全センター発行「建築保全業務共通仕様書および同解説」を標準とする。
- エ 業務対象となるエレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び劣化により必要となる消耗部品の交換と簡易な調整・給油・清掃は定期保守業務に含めるものとし、必要に応じて実施すること。
- オ 異常個所があった場合は速やかに修繕すること。ただし、発注者の費用負担が生じるときは、事前に承認を得ること（費用負担については「7 費用負担」参照のこと）。

(2) 故障時等の対応

受託者は、不時の故障や事故等の対応として、24時間出動態勢を組み、連絡があれば、ただちに出勤し概ね1時間以内に対処すること。なお、故障、災害等により、エレベーターに閉じこめ又は機能停止が生じた場合は、速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

(3) 定期検査及び報告

建築基準法第12条の規定に基づき、年1回、昇降機検査資格者による業務対象エレベーターの検査を実施し、その結果を特定行政庁に報告すること。

7 費用負担

(1) 受託者の費用負担

業務に伴い必要となる修理・取替の範囲は、(財) 建築保全センター発行「建築保全業務共通仕様書および同解説」を標準とし、次の材料は受託者の負担とする。

- ア 各種カーボンブラシ
- イ 各種リード線
- ウ 各種ランプ類（スリムラインその他特殊な発光体を除く）
- エ 補充用を含む各種油脂類（ギヤオイル等の取替を除外）
- オ 各種ヒューズ
- カ ビス、ナット、ワッシャー類
- キ ウェス、サンドペーパー等付属消耗品

(2) 発注者の費用負担

発注者、使用者の不注意、不適切な使用、管理その他の受託者の責によらない事由によって生じた修理又は取替は、発注者の負担とする。また、機器の寿命・機能低下等による修理又は取替え（巻上ロープ及び電線の取替え、歯車、軸受けの取替え、ブレーキライニングの取替え等）は発注者の負担とする。ただし、受託者は事前に発注者に見積

書を提出し承諾を得なければならない。

8 報告及び検査

- (1) 業務開始後は、速やかに保守点検業務計画書を発注者に提出し、承諾を得ること。
- (2) 定期的に交換が必要な部品については、取替周期を明確にし、発注者に書面にて報告すること。
- (3) 「6 - (1) 定期保守業務」「6 - (2) 故障時等の対応」または「6 - (3) 定期検査及び報告」後は、速やかに報告書を作成し発注者に提出すること。
- (4) 報告後に発注者が行う検査に合格することにより、その業務が終了したものとする。

9 エレベーター機器仕様

別紙 エレベーター仕様（抜粋）を参照すること。

10 その他

- (1) 部品交換の際は純正部品を使用し、受託者は部品の十分なストックと安定供給を行うこと。
- (2) この仕様書の内容に疑義が生じたとき、または、定めのない事項について定める必要が生じたときは、双方協議のうえ定める。ただし、軽微な事項については、発注者の要望に従うこと。
- (3) 第三者委託（下請け）は不可とする。